

第3節 環境美化

1 ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例

本市では、昭和63年3月に空き缶・空きびんやたばこの吸い殻などのポイ捨てを防止することを目的に「仙台市環境美化の促進に関する条例」を施行し、市民意識の高揚に努めてきた。

平成11年3月には、ごみの散乱の問題を「まちづくり」という視点でとらえ、市民、事業者と市が協働して快適なまちづくりを進めることを目指して、「ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例」へと全面改定を行い、同年5月30日に施行した。

この条例では、ごみの散乱の防止のため自主的に活動する団体等に対する支援や、「行動計画」の策定のほか、容器入り飲料やたばこの販売業者に対する回収容器や吸い殻入れの設置義務等について規定している。

2 ごみの散乱のない快適なまちづくりを進めるための行動計画（アレマ・アクションプラン）

「ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例」に基づき、ごみの散乱防止についての基本的な考え方と具体的な施策を推進するために市が果たすべき役割を明らかにし、市民や事業者の行動の指針となるものとして、平成11年12月に策定した。

この行動計画には、平成10年度に実施した「ポイ捨てごみから、まちづくりを考えるキャンペーン」を通して寄せられた市民の意見やアイデアを取り入れたほか、新聞広告やリーフレット等により公表した計画案に対する意見を反映させるなど、策定の過程において多くの市民が参加している。

現在、この計画に基づき、ごみの散乱防止のための各種施策を実施している。

3 ごみの散乱防止のための施策

「ごみの散乱のない快適なまちづくりを進めるための行動計画」に基づき、「ポイ捨てしない人づくり」「ポイ捨てしにくい環境づくり」を目標に、市民・事業者との協働により各種の施策を展開している。

(1) 「ポイ捨てしない人づくり」のための施策

① 各種啓発活動

市政だよりやホームページに加え、各種広報媒体を利用した啓発活動を行っている。

- ・ 広告の掲載
- ・ チラシ、ポスターの配布、横断幕の掲出

② アレマキャンペーンの実施

多くの市民がまちづくりに主体的に参加できる事業として、「全市一斉『ポイ捨てごみ』調査・清掃活動」を中心とする「アレマキャンペーン」を平成11年9月から実施している。平成12年度からは、毎年、春・秋の年2回実施している。

全市一斉「ポイ捨てごみ」調査・清掃活動の参加者は、自分で選んだ場所でごみを拾う「キレイにし隊コース」、拾ったごみを種類別に数え、調査票に記入する「数えてみ隊コース」、散乱状況の解決策を話し合い、行動する「考えてみ隊コース」の中から選択して活動し、活動報告書を本市に提出。本市は、提出された報告書をもとに集計し、ホームページで公開する。令和4年度については、春のキャンペーンに555人が参加し、秋は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止とした。

(2) 「ポイ捨てしにくい環境づくり」のための施策

① ごみの散乱のない快適なまちづくり推進地区

「ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例」に基づき、特にごみの散乱を防止する必要がある地区として市長が指定している。指定された地区内で清掃活動や調査・学習活動等を実施する自主的活動団体を「推進団体」といい、現在7団体を認定している<表-84>。認定団体へは清掃用具やキャンペーン用啓発物資の提供、集めたごみの収集等、必要な支援を行っている。

② 仙台まち美化サポート・プログラム

「ごみの散乱のない快適なまちづくりを進めるための行動計画」に基づき、新たな「まち美化」の取り組みとして「アダプト・プログラム」を採用して平成13年10月より本格的に実施し、令和4年度末には283の市民団体、企業、学校などの団体が登録している（令和3年度は276の市民団体、企業、学校などの団体が登録）。

③ 仙台まち美化ネットワーク

市民、事業者、行政が、連携・協力してごみの散乱を防止し、清潔で快適なまちづくりを推進するため、会員が相互に情報交換を行い、協力しあって活動を進めるための連絡組織「仙台まち美化ネットワーク」を平成12年8月29日に設立している。

④ 地域清掃に対する支援

ボランティア清掃やまちぐるみ清掃などの地域清掃に使用するためのごみ袋（バイオマスプラスチック35%配合）を、環境局、各区役所、総合支所を通じて配布するとともに、集めたごみの収集を無料で行っている。また、火ばさみなどの清掃用具の貸与も行っている。

令和4年度は、ごみ袋大サイズを339,176枚、ごみ袋小サイズを120,691枚配布した（令和3年度はごみ袋大サイズを315,017枚、ごみ袋小サイズを110,648枚配布）。

<表-84>

ごみの散乱のない快適なまちづくり推進地区

	青葉区	宮城野区		若林区	太白区		泉区
地区	仙台中央地区	原町地区	宮城野通	宮城の萩大通り	長町地区	秋保地区	泉中央地区
認定日	平成12年5月30日	平成12年4月3日	平成12年4月3日	平成12年4月3日	平成12年4月3日	平成12年4月3日	平成12年4月3日
団体名	仙台中央地区環境美化推進実行委員会	原町地区美化推進実行委員会	宮城野通愛護協力会	宮城の萩大通り美化推進実行委員会	長町美化推進実行委員会	秋保地区美化推進実行委員会	泉中央地区美化推進実行委員会
活動地域	JR仙台駅前～中央通り～東一番丁通り	原町本通	宮城野通	宮城の萩大通り	国道4号市道長町折立線	秋保温泉湯元・東湯元・上湯向地区	地下鉄泉中央駅付近

[令和5年度 全国都市緑化仙台フェア期間中の対応]

- ・みんなでまちをきれいにしようキャンペーン

市民や企業に対し、期間中に任意の場所で清掃活動を行うキャンペーンを実施した（キャンペーン期間：4/19～6/18）。

また、キャンペーン初日には、オープニングイベントとして、企業・団体や仙台まち美化サポーター等の参加のもと、市内中心部での一斉清掃やポイ捨て禁止の啓発パレードを実施し、約740名の参加があった。

- ・全国都市緑化仙台フェア会場の街並み景観の保全

まちなかエリア会場にある事業ごみの集積所9箇所において、早朝収集（午前4時15分頃からの収集）や鳥獣害対策用具の使用、パトロールの実施などにより、ごみの散乱や不適正排出などを防止し、良好な街並みを保全した。